



長野県報

5月27日(月)
令和6年
(2024年)
第511号

目次

規則

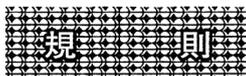
個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（DX推進課）…………… 1

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）…………… 4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出（地域福祉課）…………… 4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課）…………… 5
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）…………… 5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称等変更の届出（地域福祉課）…………… 6
令和5年長野県告示第160号（地方公営企業法及び地方公営企業法施行令による出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正（障がい者支援課）…………… 6
南信工科短期大学校及び技術専門校の令和7年度の訓練定員（産業人材育成課）…………… 6

公告

開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）…………… 7



個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和6年5月27日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第44号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成27年長野県規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1 条例別表第2の1の項の事務の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「省令」という。）第8条第1号に掲げる」を「児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する」に、「児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の」を「当該」に、「（同法）を（「児童福祉法」に、「省令第8条第2号に掲げる」を「児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の変更の認定に関する」に、「児童福祉法第19条の5第2項の医療費支給認定の」を「当該」に改め、同表の2 条例別表第2の2の項の事務の項中「省令第11条第1号に掲げる」を「児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する」に、「児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給の」を「当該」に、「省令第11条第2号に掲げる」を「児童福祉法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する」に、「児童福祉法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費の支給の」を「当該」に、「省令第11条第3号に掲げる」を「児童福祉法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する」に、「児童福祉法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の」を「当該」に、「省令第11条第4号に掲げる」を「児童福祉法施行規則第25条の7第7項の申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する」に、「児童福祉法施行規則第25条の7第7項の申請内容の変更の」を「当該」に改め、同表の3 条例別表第2の3の項の事務の項を次のように改める。

3 条例別表第2の3の項の事務	(1) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務(同法第27条第1項第3号の障害児入所施設に係る部分を除く。)	当該認定に係る児童福祉法第27条第1項第3号の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者(以下この項において「措置児童等」という。)に係る外国人生活保護実施関係情報
	(2) 児童福祉法第56条第1項の負担能力の認定に関する事務(同法第27条第1項第3号の障害児入所施設に係る部分に限る。)	当該認定に係る措置児童等に係る外国人生活保護実施関係情報
	(3) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第5号に係る部分に限る。)	当該徴収に係る児童福祉法第20条第1項の療育の給付を受ける児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
	(4) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第6号及び第6号の2に係る部分に限る。)	当該徴収に係る児童福祉法第22条第1項の助産施設における助産の実施に係る妊産婦若しくは当該妊産婦の扶養義務者又は同法第23条第1項の母子生活支援施設における保護を受ける児童若しくは当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
	(5) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第7号(障害児入所施設に係る部分を除く。))に係る部分に限る。)	当該徴収に係る措置児童等に係る外国人生活保護実施関係情報
	(6) 児童福祉法第56条第2項の費用の徴収に関する事務(同法第50条第7号(障害児入所施設に係る部分に限る。))及び第7号の2に係る部分に限る。)	当該徴収に係る児童福祉法第27条第1項第3号及び第2項の措置に係る児童又は当該児童と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

別表第3の4 条例別表第2の4の項の事務の項中「省令第17条に定める」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第31条の費用の徴収に関する」に改め、同表の5 条例別表第2の5の項の事務の項中「省令第19条第1号に掲げる」を「生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する」に、「省令第19条第2号に掲げる」を「生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する」に、「省令第19条第3号に掲げる」を「生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する」に、「省令第19条第4号に掲げる」を「生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する」に、「省令第19条第5号に掲げる」を「生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する」に、「省令第19条第6号に掲げる」を「生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。))に関する」に改め、同表の6 条例別表第2の6の項の事務の項中「省令第21条第2号に掲げる」を「地方税法第72条の62の個人の事業税の減免に関する」に、「省令第21条第3号に掲げる」を「地方税法第73条の2第8項、第73条の27第1項(同法第73条の27の2第3項、第73条の27の3第3項並びに附則第11条の4第3項及び第5項において準用する場合を含む。))又は第73条の27の4第4項の不動産取得税の還付に関する」に改め、同表の7 条例別表第2の7の項の事務の項中「省令第44条第1号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。))附則第4条第1項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。))附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下「旧法」という。))第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」を削り、「(平成19年法律第127号)」を「平成19年改正法」に、「(平成25年法律第106号。以下この項において「平成25年改正法」という。))」を「平成25年改正法」に、「平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下この項において「旧法」という。))」を「旧法」に、「省令第44条第2号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。))並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する」に、「省令第44条第3号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する」に、「省令第44条第4号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する」に、「省令第44条第5号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する」に、「省令第44条第6号に掲げる」

を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。）に関する」に改め、同表の8 条例別表第2の8の項の事務の項中「省令第58条第1号に掲げる」を「就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する」に、「就学支援金の受給資格の認定の」を「当該」に、「省令第58条第2号に掲げる」を「就学支援法第17条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する」に、「就学支援法第17条の収入の状況の」を「当該」に改め、同表の9 条例別表第2の9の項の事務の項中「省令第59条の3第1号に掲げる」を「難病法第6条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する」に、「難病法第6条第1項の支給認定の」を「当該」に、「省令第59条の3第2号に掲げる」を「難病法第10条第2項の支給認定の変更の認定に関する」に、「難病法第10条第2項の支給認定の」を「当該」に改める。

別表第5の1 条例別表第3の1の項の事務の項中「省令第19条第1号に掲げる」を「生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する」に、「省令第19条第2号に掲げる」を「生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する」に、「省令第19条第3号に掲げる」を「生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する」に、「省令第19条第4号に掲げる」を「生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する」に、「省令第19条第5号に掲げる」を「生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する」に、「省令第19条第6号に掲げる」を「生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する」に改め、同表の2 条例別表第3の2の項の事務の項中「省令第44条第1号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する」に、「省令第44条第2号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する」に、「省令第44条第3号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する」に、「省令第44条第4号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第26条の停止又は廃止に関する」に、「省令第44条第5号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する」に、「省令第44条第6号に掲げる」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項及び第2項の徴収金の徴収（同法第78条の2第1項の徴収金の徴収を含む。）に関する」に改め、同表の3 条例別表第3の5の項の事務の項中「省令第23条に定める」を「特別支援学校への就学奨励に関する法律第3条第2項の経費の支給に関する事務及び同法第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

DX推進課